

資料編

基本用語の説明

市国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

| 用語 | 意義 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| 事態認定 | 武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。 |
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。 |
| 対処措置 | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。 |
| 国民保護措置 | 国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等） |

| 用語 | 意義 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の対策本部 | 事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。 |
| 国の対策本部長 | 事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。 |
| 基本指針 | 国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。 |
| 国民保護計画 | 指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。 |
| 国民保護協議会 | 都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。 |
| 地方公共団体 | 普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。 |
| 指定行政機関 | 事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。 |
| 指定地方行政機関 | 事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。 |
| 指定公共機関 | 事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。 |
| 指定地方公共機関 | 道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 |
| 国民保護業務計画 | 指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。 |
| 道対策本部 | 国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。 |

| 用語 | 意義 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道対策本部長 | 道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。 |
| 市対策本部 | 国民保護法に基づき、市が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。 |
| 市対策本部長 | 市対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市長をもって充てる。 |
| NBC攻撃 | 核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。 |
| ダーティーボム | 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。 |
| 生活関連等施設 | 国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。 |
| 自主防災組織 | 災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。 |

関係機関連絡先一覧 (第1編第3章関係)

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 担当部署 |
|--------------------------------|---------------|---------------|-----------|
| ■ 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等 | | | |
| 帯広開発建設部 | 帯広市西5条南8丁目 | 0155-24-3194 | 防災課 |
| 帯広財務事務所 | 帯広市西5条南8丁目 | 0155-25-6381 | 総務課 |
| 北海道農政事務所帯広地域拠点 | 帯広市西6条南7丁目 | 0155-24-2401 | 地方参事官室 |
| 十勝西部森林管理署 | 帯広市東9条南14丁目 | 050-3160-5795 | 総務グループ |
| 北海道運輸局帯広運輸支局 | 帯広市西19条北1丁目 | 0155-33-3286 | 企画輸送・監査担当 |
| 東京航空局帯広空港出張所 | 帯広市泉町西9線 | 0155-64-4707 | |
| 帯広測候所 | 帯広市東4条南9丁目 | 0155-24-4555 | |
| 帯広労働基準監督署 | 帯広市西6条南7丁目 | 01555-97-1243 | 第2課 |
| 陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊 | 帯広市南町南7線 | 0155-48-5121 | 第3科 |
| 北海道総合通信局 | 札幌市北区北8条西2丁目 | 011-709-2311 | |
| ■ 関係道機関 | | | |
| 十勝総合振興局地域創生部 | 帯広市東3条南3丁目 | 0155-26-9023 | 危機対策室 |
| 建設管理部 | 帯広市東3条南3丁目 | 0155-27-8708 | 建設行政課 |
| 保健環境部 | 帯広市東3条南3丁目 | 0155-27-8634 | 企画総務課 |
| 森林室 | 浦幌町東山町10-23 | 015-576-2165 | 管理課 |
| 教育庁十勝教育局 | 帯広市東3条南3丁目 | 0155-27-8627 | 企画総務課 |
| 釧路方面帯広警察署 | 帯広市西1条北1丁目 | 0155-25-0110 | 警備課 |
| ■ 関係市及び消防機関 | | | |
| 帯広市総務部 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4103 | 危機対策課 |
| 帯広市公営企業 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4211 | 総務課 |
| 帯広市教育委員会 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4201 | 企画総務課 |
| とちろ広域消防局 | 帯広市西6条南6丁目 | 0155-26-9122 | 消防救助課 |
| 帯広市消防団 | 帯広市西6条南6丁目 | 0155-26-9128 | 総務部消防課 |
| ■ 指定公共機関 | | | |
| JR北海道帯広地区駅 | 帯広市西2条南12丁目 | 0155-23-8176 | |
| 東日本電信電話(株)北海道東支店 | 帯広市東3条南12丁目 | 0155-23-8920 | |
| 日本赤十字社北海道支部帯広市地区 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4146 | 市役所地域福祉課 |
| 日本銀行帯広事務所 | 帯広市西2条南12丁目 | 0155-25-5252 | |
| 日本放送協会帯広放送局 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-23-3111 | メディア部 |
| 日本通運(株)道東支店 | 帯広市西20条南1丁目 | 0155-41-1111 | |
| 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-24-6037 | |
| 日本郵便(株)帯広郵便局 | 帯広市西3条南8丁目 | 0155-23-2002 | 総務部 |
| 電源開発(株)上士幌電力所 | 上士幌町上士幌東2線228 | 01564-2-4101 | |

| ■ 指定地方公共機関 | | | |
|--------------------------|----------------|--------------|----------|
| 帯広市医師会 | 帯広市西7条南7丁目 | 0155-24-2802 | 事務局 |
| 十勝歯科医師会 | 帯広市東7条南9丁目 | 0155-25-2172 | 事務局 |
| 北海道薬剤師会十勝支部 | 帯広市西2条南3丁目 | 0155-27-2427 | |
| 北海道放送(株)帯広放送局 | 帯広市西2条南10丁目 | 0155-23-9125 | |
| 札幌テレビ放送(株)帯広放送局 | 帯広市西3条南9丁目 | 0155-23-8600 | |
| 北海道テレビ放送(株)帯広支社 | 帯広市西3条南10丁目 | 0155-22-0531 | |
| 北海道文化放送(株)帯広支社 | 帯広市西4条南9丁目 | 0155-25-0035 | |
| 帯広ガス(株) | 帯広市西9条南8丁目 | 0155-24-4200 | 供給保安課 |
| 十勝地区トラック協会 | 帯広市西19条北2丁目 | 0155-36-8575 | 事務局 |
| 北海道バス協会 | 札幌市中央区北1条西19丁目 | 011-621-4161 | |
| 北海道LPガス協会十勝支部 | 帯広市西5条南2丁目 | 0155-23-5993 | |
| ■ 公共的団体及び避難・救援上重要な施設の管理者 | | | |
| 帯広市川西農業協同組合 | 帯広市川西町西2-6-1 | 0155-59-2111 | 管理部 |
| 帯広市大正農業協同組合 | 帯広市大正本町東1-2 | 0155-64-5211 | 管理部 |
| 十勝広域森林組合 | 帯広市愛国町基線4-1-17 | 0155-64-2171 | 帯広事業所 |
| 帯広商工会議所 | 帯広市西3条南9丁目 | 0155-25-7121 | 事務局 |
| 帯広市社会福祉協議会 | 帯広市公園東町3丁目9-1 | 0155-21-2414 | 地域福祉課 |
| 日赤奉仕団・衛生協力会 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4146 | 市役所地域福祉課 |
| 帯広市無線赤十字奉仕団 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4146 | 市役所地域福祉課 |
| 北海道獣医師会十勝支部 | 帯広市基松町基線3-5-12 | 0155-64-2058 | |
| 帯広市土地改良区 | 帯広市西5条南7丁目 | 0155-65-4229 | 事務局 |
| 北海道警備業協会帯広支部 | 芽室町西士狩北4線2-6 | 0155-61-3026 | |

【帯広市国民保護計画】

| | | |
|-------|------|---------------------------------------------------|
| 平成19年 | 3月 | 帯広市国民保護計画策定 |
| 平成30年 | 4月改訂 | 情報伝達手段としてJ-ALERTの記述を追加 市の機構改革及び消防組織の広域化に伴う変更 等 |
| 平成31年 | 4月改訂 | 北海道国民保護計画の記載に合わせた変更 |
| 令和2年 | 5月改訂 | 市の組織再編に伴う変更 |
| 令和3年 | 3月改訂 | 緊急情報一斉伝達システム導入に伴い記述を追加 等 |
| 令和5年 | 4月改訂 | 字句修正等 |
| 令和6年 | 2月改定 | 機構改革等に伴う修正 |
| 令和8年 | 6月改訂 | 北海道国民保護計画の記載に合わせた変更 |